

〒 [ ]  
[ ]  
住所 \_\_\_\_\_

名簿番号 [ ]  
令和 [ ]年 [ ]月 [ ]日

氏名 \_\_\_\_\_ 様  
ほか相続人各位 \_\_\_\_\_ 税務署長

## 相続税の申告等についての御案内

この度の \_\_\_\_\_ 様の御逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

ところで、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）を超える場合、その方から相続や遺贈によって財産を取得された方は、亡くなられた日の翌日から10か月以内（令和 [ ]年 [ ]月 [ ]日まで）に、相続税の申告書を亡くなられた方の住所地を管轄する税務署に提出し納税が必要になります。

つきましては、他の相続人の方々へも御連絡の上、同封の「相続税のあらまし」及び「相続についてのお尋ね」により申告が必要かどうかを確認いただき、次の1から3に記載するところにより「相続税の申告書」又は「相続についてのお尋ね」を提出してください。

なお、行き違いにより既に申告書の提出をされている場合にはご容赦ください。

※ 相続税の申告書の様式は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】から出力することができます。

- 1 お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合には、相続税の申告書の提出は必要ありませんが、申告の要否を確認させていただくために、同封の「相続についてのお尋ね」の回答欄に該当する事項を御記入の上、令和 [ ]年 [ ]月 [ ]日までに、御回答くださるようお願いいたします。
- 2 国税庁ホームページの「相続税の申告要否判定コーナー」では、相続税の申告の要否のおおよその判定を行うことができます。また、当コーナーで印刷した「相続税の申告要否検討表」を同封の「相続についてのお尋ね」に替えて提出していただくこともできます。
- 3 申告書の書き方や財産の評価方法などについて、お分かりにならないことがありましたら、この書状のほか、申告に必要な書類を御持参の上、当税務署資産課税（担当）部門までお越しくください。

※ 税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただいておりますので、あらかじめ当税務署資産課税（担当）部門に電話で面接日時を御予約ください。

※ この文書による行政指導の責任者は \_\_\_\_\_ 税務署長です。

上記1に関するお問い合わせ  
（「お尋ね」の書き方や申告の要否など）

管理運営（担当）部門

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

上記2又は3に関するお問い合わせ  
（申告書の書き方や財産の評価方法など）

資産課税（担当）部門

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

※ 国税に関する一般的なご相談については、電話相談センターでお受けしています。  
電話 \_\_\_\_\_ 自動音声によりご案内していますので、「1」番を選択してください。